

派遣手続きに係る概要・留意事項

【登録フォーム・自動送信メールについて】

もし下記にご賛同いただき、派遣にご協力いただける場合は、下記入力フォームに派遣いただく介護職員様個人のお名前・連絡先等をご記入いただき、フォーム上ご登録いただければ、ご希望の勤務日・勤務形態で派遣決定に係るご連絡を自動送信により差し上げますので、当該ご連絡を受領されましたら、確実に派遣予定の職員様に転送いただきますようお願いいたします。

<https://60fbc148.form.kintoneapp.com/public/staff-registration>

ご登録いただく際の留意点ですが、入力フォームによる登録完了後、施設アドレス及び個人アドレス等宛に派遣決定のご連絡が自動送信される設定となっております。派遣決定の自動返信メールは「autoreply@kintoneapp.com」より送信されますが、その際、迷惑メール等に振り分けられたり、セキュリティ設定や迷惑メール対策等で、メールが届かないことがありますので、必要に応じて受信許可の設定を行っていただきますようお願いいたします。

なお、登録完了後は速やかに派遣決定専用の自動送信メールがご登録いただいた施設アドレス等宛に届くよう設定しておりますが、フォームのご登録完了後1時間以上経過しても施設アドレス等宛に自動送信メールが到達しない場合には、現地担当連絡先「070-7815-2749」もしくは「080-2447-9638」までお問い合わせください。（お問い合わせ可能時間：8時30分～20時30分）

【専用サイトについて】

本件については石川県庁にて応援派遣いただく方向けの専用サイト（下記URL）を開設しています。

<https://www.notofukushi.com/>

こちらには現地の情報等が掲載されており、本メールへの返信でご登録いただいた場合に派遣決定のご連絡を自動送信にて行う予定ですが、その際に上記URLの「派遣者専用ページ」のパスワードもお知らせします。

【派遣期間について】

3月1日（金）～3月31日（日）のうちご都合のつく期間

※1 特に直近の3月上旬も介護職員が不足しております。

※2 3月31日（日）までの一部（単日から可能）でも派遣可能な方はご検討いただけますと幸いです。

【派遣場所について】

「いしかわ総合スポーツセンター」（石川県が設置する 1.5 次避難所）等への応援派遣
〒920-0355 石川県金沢市稚日野町北 222 番地

【交通手段について】

車：金沢駅金沢港口から車で約 20 分

バス：金沢駅から済生会病院もしくは下安原行き、総合スポーツセンター前バス停下

<https://www.ishikawa-spc.jp/access/index.html>

※石川県庁では、上記のほか「産業展示館」にも 1.5 次避難所を開設しており、現地の状況によっては産業展示館への応援をお願いする場合もございますのでご留意下さい。

(<https://ishikawa-odekake.jp/westpark/facilities/santen/>)

なお、「いしかわ総合スポーツセンター」から「産業展示館」へは徒歩圏内です。

【従事内容等について】

高齢者等の方のケア業務に従事いただける方（介護職員）

※1 夜勤勤務（20 時～翌 8 時）が可能な場合は、勤務形体系について「夜勤」を選択いただけますと幸いです。

※2 活動場所につきまして、複数個所のエリアがあるため、同じ職場等からの派遣でも、同一エリアに配置されない場合があることご承知おきください。

【宿泊先について】

上記スポーツセンター等の仮眠スペースでお休みいただくことも可能ですが、ホテルでの宿泊をご希望の方で、ご自身での宿泊場所のご用意にお困りの方は以下にお問い合わせください。

（株）阪急交通社 0570-07-1289（受付時間は平日 9：30～17：30、土日祝日は 9：30～13：30）

また、上記スポーツセンターにおける男女別の仮眠室の運用について、女性職員の方々が宿泊しやすいよう、2 階は女性専用になっております。なお、現時点で、1.5 次避難所の近隣には温浴施設、飲食等もあると聞いております。

【感染防止対策について】

・現地では感染症が流行する恐れもあるため、基本的な感染予防対策等の徹底をお願いいたします。

詳細については下記 URL をご参照ください。

<https://www.mhlw.go.jp/content/001195825.pdf>

(関係通知)

<https://www.mhlw.go.jp/content/001186590.pdf>

<https://www.mhlw.go.jp/content/001187343.pdf>

【宿泊費等の旅費に係る費用負担等について】

・上記の通り現地には無料の仮眠スペースもございますが、ご自身で宿泊場所を確保いただいた場合の宿泊費等の旅費につきましても、別添事務連絡の通り公費支給の対象となります。

・上記旅費については、一旦ご自身でご負担いただき、事後精算となりますのでレシート等の保持をお願いいたします。